

第6章 計画の推進

1 計画の周知

本計画を推進するうえでは、住民の理解と参加が不可欠です。

本計画の実施状況等に関わる情報を、少なくとも毎年1回、広報やホームページ等により町民に分かりやすく周知し、情報を共有することで、広く意見や提言をしやすい環境づくりに努め、町民の参加と協力が得られる体制の整備を図ります。

2 計画の進行状況の管理

本計画は次代を担う子どもが健やかに育つことができる環境を、家庭や行政だけでなく、社会全体で作っていくことを目的としています。そのため、本計画をより具体的な実効性のあるものにしていくために、福祉保健課を中心とする行政と地域住民、各関係機関と連携を図り、計画の推進に努めます。

また、年度ごとに目標の達成状況の把握・点検・評価を行い、必要に応じて計画内容の見直し等を含めた検討を行います。

